

鳥獣被害対策の実施について

1 経緯

平成27年頃からウミネコの営巣による、鳴き声や糞による生活環境被害相談や、ハクビシン・アライグマの目撃情報が寄せられ始め、令和4年度から、ウミネコの卵や雛の捕獲が可能となったこと、昨今、相談件数が増加していることから、鳥獣被害対策を実施することとした。

2 目的

鳥獣による区民の生活環境被害の防止

3 条件・対象・内容

現地調査立会、営巣・侵入等の防止対策を実施すること。

生活環境被害を受けている建築物等の所有者等

鳥獣被害対策は、原則1回とする。

(1) ウミネコ(令和6年3月から開始)

卵・雛の捕獲、巣の撤去、営巣防止対策についての助言

(2) ハクビシン・アライグマ(令和6年2月から開始)

捕獲、家屋侵入対策についての助言

鳥獣被害対策対応フロー

